

# 会 議 録

会議名(審議会等名)	第10期第3回小金井市男女平等推進審議会(令和4年度第2回)	
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室	
開催日時	令和4年10月24日(月) 午前10時15分から午前12時	
開催場所	市役所西庁舎第五会議室	
出席者	委員	倉持清美委員(会長)、川原美紀委員(副会長)、安藤能子委員、 井口よう子委員、石田静子委員、降旗優次委員、牧野まや委員、 吉田孝委員
	事務局	男女共同参画担当課長 菊池 幸子
		男女共同参画室主任 佐藤 大輝
	欠席者	永並和子委員、塩原真一委員
	傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者	0人	

第10期第3回小金井市男女平等推進審議会（令和4年度第2回）

令和4年10月24日（月）

【倉持会長】 それでは審議会を始めたいと思います。

最初に、定足数の確認ですけれども、男女平等基本条例第31条第2項では、委員10人の半数以上の出席があれば会議を開くことができますので、本日は8人おりますので、この会議は成立するということになります。

次に、次第に入る前に、いつものことですが、2点ほどお願いがあります。

1点目は、発言について、会議録を作成するために、お名前を言ってから発言のほうをお願いいたします。

2点目は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、会議室内ではマスクの着用、それから、参加者の体調の把握や換気などの対応などを行いながら開催していきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。また、マスクをしていますので、発言が聞き取りにくい点があると思っておりますので、その点配慮して御発言をお願いいたします。

それでは、傍聴者の方はいらっしゃらないということで、大丈夫ですね。

それでは、本日の資料の確認からお願いいたします。

【事務局（菊池）】 事務局です。では、資料の確認をさせていただきます。

まず、1番目が次第になります。次に、資料1としまして、A41枚の「市議会の報告について」、資料2としまして「にじーず多摩」というチラシのコピーになります。資料3は「東京都パートナーシップ宣誓制度をよりよく知るためのハンドブック」というホチキス留めの資料です。資料4としまして、A4横とその後ろにクリップで留めてあるものと1セットですけれども、行動計画における令和3年度推進状況調査【調査票1】に対する質問・意見シートということで、クリップ留めのものは、その別紙になります。

それと、ちょっと厚めのホチキス留めをしたものが「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書兼苦情・相談申出処理状況報告書（令和3年度実績）」案になります。

その次に、参考資料1としまして、提言書（案）ということで、ホチキス留めのものがあります。参考資料2は、事前送付はさせていただかなかったんですけれども、参考のために昨年度の提言書をおつけしております。最後は、会議録になります。前回の審議会の会議録の完成版です。

その他の配布資料として、「かたらい」56号が完成しましたのでお配りいたしました。

それと、11月27日開催のこがねいパレットのチラシ「I（愛）あるコミュニケーション」になります。

資料は以上です。不足等、もしない方がいらっしゃいましたら、その都度でも結構ですので、教えていただければお持ちいたします。

資料確認は以上になります。

【倉持会長】 ありがとうございます。何か足りないものがあつたら、都度言っていただければと思います。

では、本日の次第を御覧ください。次第の順番どおりに進めていきたいと思ひます。本日は、報告事項も何件かあるようですので、議題のところ、参考資料2の提言について時間を取っていきたく思ひますので、そこに時間を費やせるように司会進行のほう御協力をお願いいたします。

それでは、1の報告事項（1）市議会の報告について、事務局からお願いします。

【事務局（菊池）】 それでは、資料1を御覧ください。市議会の報告についてになります。前回7月12日の審議会以降の市議会について、男女共同参画室に関わる部分を御報告させていただきます。

令和4年第3回市議会定例会が令和4年9月1日から10月7日まで開催されました。こちらの資料の（1）のところは一般質問になります。渡辺ふき子議員と片山かおる議員から御質問がございましたので、順番に御報告します。

渡辺ふき子議員からは「デジタル分野への女性の就労支援を」ということで「コロナ禍の影響で非正規職員など女性を中心に減収や失業が増えている、社会のデジタル化により、今後、人手不足が見込まれるデジタル分野の職業訓練のため、国は誰でも学べるオンライン講座を用意している、周知しないか、女性活躍推進交付金を利用し、我が市においてもデジタル分野の女性人材の育成を行わないか。」という御質問がございました。

お答えとしましては、女性の就労支援は主に、男女共同参画室、子育て支援課、そして経済課で連携・協力して市民周知を行っていますが、女性の就労支援の視点から、男女共同参画担当が御答弁させていただきました。国や都が開催する職業訓練等の周知については、市報、市ホームページのほか、チラシなどの設置を第2庁舎のエレベーターホール、子育て支援課のある3階、経済課のある4階で、窓口やラックなどに設置して市民周知を行っていること、また、経済課の求人情報サイト「こがねい仕事ネット」に就職セミナーや就職相談会、職業訓練などの情報を掲載し、ネット経由による情報周知にも努めていることを御答弁しています。

本市のデジタル分野での女性人材育成の取組については、男女共同参画室で、東京しご

とセンター多摩と連携して、広い視点での女性の就労支援講座を年1回開催していることを御紹介しました。ハローワークや東京しごとセンター多摩などの専門機関による取組が相当充実していることから、国や東京都の専門機関との役割分担の中で、市は市民周知に注力することが最も効果的であると考えていることを御説明し、周知方法については、市公式ツイッターの活用についても今後推進していきたいとお答えしています。

続きまして、片山かおる議員からの一般質問です。御質問は大きく2つ、1つ目の「居住支援と女性支援について」は、困難を抱えた女性への女性支援法に基づく支援体制についての御質問でした。御答弁としては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、法の施行日が令和6年4月1日ということから、現時点では具体的な検討には至っていないこと、今後、庁内の関係部署や連携・協力機関とともに支援体制の充実に向けて検討を進めていくとお答えしています。

2つ目は「LGBTQへの理解の取組とパートナーシップ制度の充実」ということで、「LGBTQ当事者による講演会などを企画しないか、当事者の声の把握は」という御質問でした。

お答えとしては、令和3年度に開催しました市民向けの、性の多様性への理解促進講座の講師に当事者の方をお招きして、御講演をいただいたこととを御答弁いたしております。また、当事者の者の声につきましては、多摩地域の9市の連携事業、若年層セクシャル・マイノリティ支援事業の居場所事業に参加された方のお声を担当者会議で報告を受けていることをお答えしています。この居場所事業については、この後の報告事項の(2)で御説明させていただきます。

また、当事者の方のお声は、本日お配りしました情報誌「かたらい」56号の中でも当事者のお二人にインタビューさせていただき、生のお声を直接伺うことができ、大変貴重な機会がありましたことを御報告しています。

以上が一般質問でした。2の総務企画委員会ですが、この間何回か開かれています、男女共同参加室への質疑はございませんでした。

なお、本定例会最終日の10月14日付で西岡市長が辞職いたしましたので、新市長が決定するまでの間は、副市長の小澤が小金井市市長職務代理人として職務に当たります。

市議会の報告は以上になります。

**【安藤委員】** 1つだけ伺っていいですか。女性活躍推進交付金というこの交付金はどういうものですか。どういうものっておかしいですけども。こんな交付金があったんだと思って。でも、後でいいです。すいません。ちょっと気になったから。ごめんなさい。どうぞ進めてください。

【倉持会長】 ほかに質問いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。今の御報告に関して。よろしいでしょうか。

【川原委員】 川原です。デジタル分野の女性就労支援というのは、今、国でも、理系の女子がすごく少ないとか、デジタル分野で活躍できる女性がすごく少ないという一方、IT企業でもすごく人材不足が加速していて、こういう、そこをマッチングしていく努力とかというのはすごく大切なことだなと思っています。こういう情報が届いてほしい人に、末端に届いていない現状があると思うので。

でも、もう少しそういうところを工夫して、貧困層とか、そういう人ほどパソコンを持っていないとか、ネットワークがちゃんとつながらないとか、そういうふうな負のスパイラルになってしまっていると思うので、そういうところまで支援を広げていけたらいいかなと。どのイベントに関しても、こういう取組に関しても、やっぱり周知というところがすごく課題なのかなと感じているところです。

私もこの交付金についてはちょっと気になりました。これは市からどこかに要求してもらえたりするんですか？

【事務局（菊池）】 そうですね。ただ、10分の10補助は出ないので、そういうところもなかなか活用が難しいかなというところもあります。

【川原委員】 そうですね。今、知り合いの方がワッフルという、大人になってから職に就くときにデジタルをとという職業訓練的な形ではなくて、小中学生とか高校生とかそういう時代から子どもたちも1人1台パソコンを持っている時代なので、そういう小さい頃からのデジタル分野への抵抗をなくしていくとか、理系の女子を増やすというところを国と一緒にそういう基金をもらったりしながら進めていて、そういう動きも小金井の子どもたちにも広まっていけばいいのかなというのは感じています。

【倉持会長】 施策事業の93番ではないですか、交付金というのは。国内研修事業への参加の促進みたいなもの。

【事務局（佐藤）】 それとはまた別の、国からの交付金ですね。

【倉持会長】 これもせつかくあるのに応募者がなくて。

【事務局（菊池）】 そうですね。先ほどの女性活躍推進交付金ですが、国から情報が届きますので、全庁的に活用できる課は男女共同参画室までに教えてくださいと周知していますが、期間が短いことや、やっぱり全額補助されないというところが結構ネックになっていて、今のところは活用できていないです。

【倉持会長】 うまく活用できるといいですね。

【事務局（菊池）】 そうですね。

【川原委員】 全額じゃない分の予算を取るのが結構厳しい。

【安藤委員】 大体4分の1ですよね。

【事務局（菊池）】 2分の1だとか4分の3だったかと思います。

【安藤委員】 国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1、大体パターンがある。

【事務局（佐藤）】 恐らく、既存の事業を該当させるのがなかなか難しい要件だったかなと思うので、新規事業を立ち上げると、なかなか余力がない部署が多いかなというところもあると思います。

【川原委員】 それと既存の内容を、少しこういうデジタル分野に進出するような、例えば、こがねいパレットとか、そういう今までやってきた多摩三市共同とか、そういう中にも少しそういうデジタル分野の女性人材育成とかそういう方向にちょっと持っていくとか、既存のものを少し方向性を変えていくとかいうことができるといいですね。

【事務局（菊池）】 1年目は予算化できても2年目以降の継続が難しかったり。

【安藤委員】 継続してやらなきゃね。だけど、単発でしょう、大体。

【倉持会長】 そういう活用できる仕組みになっていないということを声を出していくほうがいいのかもかもしれません。

ほかにここに関してよろしいでしょうか。

それでは、報告事項2になります。若年層セクシャル・マイノリティ支援事業への参加について、お願いいたします。

【事務局（菊池）】 それでは、資料2のほうを御覧いただければと思います。先ほど少しお話ししました若年層セクシャル・マイノリティ支援事業について、御報告させていただきます。

この事業は、10代から23歳までの若年層のLGBTQの当事者の方と、そうかもしれない方に向けての支援事業になります。多摩地域のもともとは8市が連携して、今年度の初めから単年度事業として開始をしました。小金井市は8月に参加して、現在は、9つの自治体で行っていきまして、運営費は市長会からの助成金になります。

この支援事業は大きく2事業ありまして、その1つがこちらのチラシの居場所事業になります。もう一つは、教育関係事業になります。

最初に、この居場所事業について御説明をします。こちらは若年層の方、セクシャル・マイノリティの方々が同年代の当事者の方と安心して交流できる居場所を、多摩地域において定期的に開催するという事業になります。具体的には、月に1回程度、参加自治体で居場所となる会場を提供して、そこに当事者の方々が集まって、皆さんでトークしたり遊んだり、スタッフと個別相談したりというLGBTQの方々が安心して過ごせる場所を用

意する事業になります。

事業の運営は、区部等でも同様な事業を行っています一般社団法人にじーずに委託をしています。したがって、当日は、市の職員は同席していません。開催状況については、定例会の場で報告されています。

開催日時などは、このチラシの下にQRコードがあるんですけども、ここで次はどこで開催されるか見ることができますし、申込みもここからすることができます。

小金井市では、このチラシを8月から第2庁舎ですとか図書館や公民館、それから小中学校にも一部お渡ししています。まちおこし観光協会とか市のホームページにも載せていて、市民に周知を行っています。

本年度は、小金井市は途中参加でしたので、会場提供の予定はありませんが、令和5年度も連携市で支援事業を継続する予定ですので、来年度は会場を御用意したいと思っています。

もう一つの支援事業の教育関係事業は、今日は資料はないんですが、こちらは、当事者へのエンパワーメントや多様性理解促進、居場所の周知などを目的として、連携市内の各学校で多様な性に関する事業や教員研修、個別相談等に講師を派遣する事業になります。実施内容は各市や学校がそれぞれ決定して、講師謝礼をこの支援事業の予算から支出する仕組みになっています。

実はこちらは小金井市でも今月1回開催をしまして、市内の小中学校の教員で構成される人権教育推進委員会の教員研修に講師を派遣して、LGBTQの研修を行いました。まだ実際に教育現場の皆さんには周知ができていませんので、今後、校長会などを通じて行っていく予定です。

報告は以上になります。

**【倉持会長】** ありがとうございます。それでは、今の報告について御質問などあれば。

**【川原委員】** このチラシって先ほど小中学校に1部配付されているとおっしゃったんですけども、1部というのはどのぐらい、生徒数とか家庭数とか学校に1枚という……。

**【事務局（菊池）】** 1枚です。

**【事務局（佐藤）】** 掲示用のポスターとして作っているものなので、各生徒用に配付用の数を連携自治体で作っているものではないです。

**【川原委員】** ポスターがある。

**【事務局（佐藤）】** そうですね。このサイズのポスターです。

**【安藤委員】** このサイズなんですか。

【事務局（佐藤）】 カラーのポスターとして作成しているものです。

【事務局（菊池）】 掲示はしていませんが、第2庁舎のエレベーターホールのところ、チラシのところに置いてあるのと、ホームページから見ることができますし、欲しいとおっしゃる方にはお渡しできますので。

【安藤委員】 当事者の子どもってティーンズかな、が少なくとも見る場所がどこなのかというポイントで目に触れるようにしないと、せっかくアクセスしたいと思っていてもなかなか。逆に言えば、学校に1枚ぽんと貼ってあっても見る機会もないかもしれないとか、引き籠もっているかもしれないも含めて、どこだったら子どもたち、主にティーンズかな、LGBTの子どもたちが見るかみたいなことを考えて、もう一手間というのは常に行政の頭の中に置いてもらえると。

【川原委員】 第2庁舎に子どもたちが来るとは思わないので。

【安藤委員】 行かないって。

【川原委員】 その分を各児童館に貼るとか、そういう子どもたちのいる場所に貼るとかしてもらわないと。

【安藤委員】 最低でそれぐらいの配慮が。

【安藤委員】 ゲームセンターまで貼ってくださいとは言わないですけども。

【石田委員】 チラシって、今、プリントパックか何かでやると、片面で一色刷りならすごく安いんですよ。両面のチラシでも、300枚で送料全部込みで5,000円かな。300枚が500枚になったって大した差じゃないんですよ。フルカラーでそれですから。

だから結局、予算がこういう担当部署にあれば、全体からもらって、例えば、中学生3年生とか、中学生だと結構自分の意志が確立しているでしょうけれども、小学校5、6年生でも、本当にその頃から自分で不安になる子どもたちがいるという話を聞きますので、そういうお金はかけてもいいんじゃないかなと私は思います。

【事務局（菊池）】 この支援事業の助成金は、市長会から10分の10の補助率でして、9市が、それぞれお金を貰うわけではなく、会長市のところに一括でお金が入りますので、それで9市で運営しています。

【石田委員】 10分の10って実際にどのぐらいですか。具体的に。

【事務局（菊池）】 先ほどの居場所事業が250万、それから、教職員研修が250万で、あわせて500万です。

【安藤委員】 500万か。

【石田委員】 500万。

【安藤委員】 すごいチラシが作れそう。



【石田委員】　　じゃあ、そのうちのこのチラシなんていうのは、1万刷っても、学校に配ってしまうことはできますね。

【事務局（菊池）】　　1年目なので、まだ各市とも様子を見ながらというところがあると思いますが、もし、どこかこういったところに貼ったらいいんじゃないかというご意見がありましたらお教えてください。

【川原委員】　　やっぱりこういう悩みを抱える子ほど不登校になっていたりすることが多いので、今、もくせい教室とかが学芸大の中にできていたり、そういう学校に通えない子の居場所とかというのいろいろなところで小金井市内でもできてきているので、そういうところとかに貼るとか。例えば子どもたちが相談に来る場所とか、よくテストを受けに行く場所があるというのを聞いたりするので、そういう弱者寄りというか、悩みを抱えている子たちが駆け込んでいるようなところとか、子どもの居場所とか、りんごっことか、子ども食堂をやっているようなところとかに貼ってあったりするといいかないというふうに感じます。

【倉持会長】　　ありがとうございます。

【吉田委員】　　小金井は8月から？

【事務局（菊池）】　　8月からです。

【吉田委員】　　今、9市と。

【事務局（菊池）】　　小金井を入れて9市です。

【吉田委員】　　あと8市の状況はどういうふうになっていますか。8月開始はみんな、9市一斉ですか。

【事務局（菊池）】　　ほかの市は4月からやっています。昨年度から準備を進めていたところがあって、4月から始めると手が挙がったところと、小金井市のように若干様子を見ますという市が幾つかありました。途中参加が可能と聞いていましたので、小金井市は8月から参加しました。

【吉田委員】　　それは連携しているんですか。9市。

【事務局（菊池）】　　もっと何か連携した事業をやりたいという話が出ています。出ていますけれども、なかなか各市の事情もあって難しいです。居場所事業は、連携して持ち回りで場所を提供しています。

【川原委員】　　これは持ち回りで、こういう場所がずっとあるとかいうわけではなくて。

【事務局（菊池）】　　そうです。

【川原委員】　　今月は小金井市、次は国立市とか、そういう感じですか。

【事務局（菊池）】　　持ち回りという言い方も変ですが、参加している自治体はだいた

いが、自分の自治体でも開催したいという意見が結構あったようですので、各自治体でやっていきたいと思いますという話になりましたが、小金井が入った8月には、年度末までの予定が決まっていたので、小金井市では今年度は無いです。

【川原委員】 これわざわざ連携していたら、遠くて行けないじゃないですか。オンライン上でそういう、例えば、顔を出さなくてもいられるようなメタバース的な場所とか、よく今そういう見えないけれども声だけでつながれるとか、素性を明かしたくないから、そういう声だけでも交われるとか、何かそういう工夫もあつたら。9市連携で、例えば、遠い市まで子どもたちは行けないと思うので、そういうオンライン上の工夫とかも……。

【石田委員】 絶対オープンにするのはとっても大変なので、潜在していますからね。

【川原委員】 カミングアウトするのに相当勇気が要ること。

【事務局（菊池）】 そうですね。報告を聞くと、会場となる場所によって参加者も若干変動があるようです。例えば、今回は中央線の駅から歩けるので参加者が多かったんじゃないかとか。

【川原委員】 例えば、そこがハイブリッドで、リアルに行きたい子は来られるし、遠い子はオンラインで参加ができるとか、そういういろいろ工夫があるといいのかなという。年に1回とかそこで行われても、そこからのコミュニティーが作り難かったりと思うので、1回勇気を出してその場に行っても、そこでどれだけ頑張れるかみたいな。継続的にこれを9市でやるのであれば、そこでのつながりとかコミュニティーとかそういうものができ得る、そういった工夫がされていくといいのかなと思います。そういう話はされていると思うんですけども。

【事務局（菊池）】 そのつながりというのは、9市ではなくて参加者がということですか。

【川原委員】 参加者同士が、例えば、小金井市だったら、小金井市で1回やったときに、そこが継続的にちょっとつながれる工夫を行政側でちょっとやるとか、公民館のイベントとかでも単発で終わらないように、例えば、そこで終わった後に市の職員がランチ会を催したりとかして、そこで連絡先を交換できるような流れをつくるとか、そういうファシリテートをするとか、そういう子たち同士が緩くつながれる関係をつくっていくというのも工夫できるところなのかなという。

【事務局（佐藤）】 今、川原委員からお話があったような内容について、基本的には、居場所事業を運営している事業者のほうで、そういった部分は進めて、毎回の会の中で進められているところとは聞いています。

会場を同じ場所で固定していないこと、あとは、複数市の連携でこの事業を実施するこ

とによって、住んでいる近くの人と会わなくて済む、ちょっと離れた場所で参加できることがメリットとしてこの事業がスタートしています。なので、あえて自分の市じゃないところで開催しているところに行けるというのがメリットということで、複数市で連携しているということです。

また、顔を出さないでオンラインでのつながりというところなんですけれども、逆に言うと、もともとそういった部分は、既にSNSでそういった交流等は以前からあるところなので、逆に、対面してできる場をつくってほしいというところも趣旨としてあったところなんです。

【井口委員】 今、お話があったので、そういうところを配慮されているんだということが伝わって、いい取組だと思います。結構、この世代のニーズみたいなのが拾われて、こういう案をされているんですかね。それとも、大人の側からまずこういうことをやっていく。その辺りはどうでしょう。

【事務局（佐藤）】 事務局です。もともとほかの自治体などですと、年齢を問わずこういった居場所事業というものを実施している自治体があったんですけども、逆にこのユース世代、若い世代の当事者たちの参加があまりないという意見がありまして、逆に年齢を絞ってやったほうがそういった方々が来やすいんじゃないかという意見を持っていて、事業のスタートの際にはそういった話も出たところです。ニーズが拾えてなかったからそこ場所をつくったという部分があったところです。

【井口委員】 これからニーズを聞きながら、それにフィットさせていくということですね。市をまたいでというのは、すごく配慮もあっていいかなと思います。ありがとうございます。

【倉持会長】 それでは、次の報告事項へ行ってよろしいでしょうか。

【事務局（菊池）】 事務局です。東京都とのパートナーシップ宣誓制度の連携協定締結についてです。こちらは資料3になります。参考のため、資料3をお配りさせていただきます。

既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、東京都が令和4年11月1日からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始します。今月11日から受付も開始されているところです。都のパートナーシップ宣誓制度も本市の宣誓制度と同様に、パートナーシップ関係にある2人から宣誓届出を東京都が受理したことを証明する受理証明書を発行する制度になっています。婚姻制度とは異なり、法律上の効果は生じませんが、この制度により性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば、都営住宅の入居申込みなど新たなサービスが受けられ

ることになります。

小金井市でも令和2年度から宣誓制度の運用をしていますことから、都の運用開始に伴いまして、パートナーシップ宣誓制度に関わる連携協定を10月末までに締結することといたしました。

都と市が連携協定を締結することで、例えば、市の受理証明書が都の受理証明書と同様に、都営住宅の入居申込み等に利用できることになります。この資料3は東京都のほうで出している資料になります。結構詳しく、分かりやすく書いてありますので、御参考に後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上です。

【倉持会長】 ありがとうございます。何か御質問ありますでしょうか。お願いいたします。

【降旗委員】 資料をちゃんと読めば分かるのかもしれないですけども、これはもう既に市のパートナーシップ宣誓制度に登録されている方がいると思うんですけども、この協定を結ぶことによって、それらの方に都のほうのパートナーシップ宣誓制度の適用もあるんですか。

【事務局（菊池）】 はい。

【事務局（佐藤）】 わざわざ東京都のパートナーシップ制度の手続をしなくても、小金井市のパートナーシップ制度を受けている方は都のサービスも受けられますよという締結です。

【降旗委員】 これからパートナーシップ宣誓制度を利用する人だけではなくて、既に利用されている方にも適用されるということでしょうか。

【事務局（菊池）】 そうです。

【降旗委員】 分かりました。ありがとうございます。

【倉持会長】 ほかによろしいでしょうか。

【川原委員】 これは先ほどの話とちょっとあれなんですけれども、例えば、市だと知り合いもいて嫌だなという人は、ダイレクトに都のほうと提携しても別に何ら変わりはないということですよ。

【事務局（菊池）】 はい。両方で受理証明書をお持ちでも全然構わないです。

【川原委員】 効用みたいなものは同じ？

【事務局（菊池）】 東京都のほうが広いですね。都民に対してなので。

【川原委員】 その都のを持っていて、市でも宣誓してのメリットもあるのでしょうか？

【事務局（菊池）】 市制度のメリットとしては、市営住宅とか高齢者住宅の入居資格に婚姻関係にある夫婦とか婚約者とかというところに、パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を持っている方も対象となります。あと、実際には、宣誓制度を利用していなくても、そういう関係にあるということが分かる何らかの、一緒に住んでいますとか、そういうことで得られるサービスとかが既に結構あるというのも、この連携協定をするのに、各課に調査依頼する中で、特にそこにこだわらなくても使えますよというサービスが結構あるということが分かりました。

【川原委員】 今、市で何組ぐらい宣誓されているんですか。

【事務局（菊池）】 現在は3組です。今年、2組の宣誓申出があったときには、東京都が開始することが分かっていたので、東京都もこういう制度を始めますよということはお話しした上で、市のほうで宣誓されました。

【倉持会長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

それでは、そのほか何かありますでしょうか。

【事務局（菊池）】 ございません。

【倉持会長】 それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。

男女共同参画施策の推進についての第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書兼苦情・相談申出処理状況報告書。ちょっと長いんですけども、この案について事務局からお願いいたします。

【事務局（菊池）】 それでは、先に資料4のクリップ留めされている御説明、それから、資料5のちょっと分厚いホチキス留めされているものの御説明をさせていただきます。

資料4です。前回の審議会からも時間が経過していますので、もう一度おさらいさせていただきますと、第6次行動計画に記載されています委託事業110項目について、令和3年度の進捗状況について担当課のほうで進捗の結果報告を出したものが、前回お渡ししました調査票になります。この調査票を、前回の審議会でお諮りしましたが、それに関して各課についての御質問をまとめたものと回答がこの資料4になります。既にこちらは、皆さんにメールでお送りさせていただいています。なお、各課の回答により調査票に修正が入ったところはございませんでした。また、生涯学習課の回答の中に、別紙を御覧くださいというものがありますが、それについては、縦のA4の別紙、両面のものになります。ここまでよろしいでしょうか。

続けて、資料5の薄い冊子のものになります。表紙が一部、ポイントがそろっていないところがあって、ごめんなさい。調査報告書だけちょっと大きくなっていて、すいません。取りあえず、小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書までを説明させて

いただきたいと思います。

先ほど御説明しました調査票の進捗状況報告は、行動計画の進捗状況、毎年度、検証して評価して、次年度以降の事業の方向性に反映させるために行っているものですが、男女平等基本条例第11条で、男女平等社会の形成の現状及び男女共同参画施策の実施状況については、報告書を作成して公表することが定められていますので、毎年度、このような形で報告書を出しています。

内容ですが、表紙をおめくりいただいて、目次をまず御覧いただくと、昨年度までと項目立ては変わっていません。目次の最初の下の方で囲ってあるところ。「調査報告」の「告」がちょっと見えないですが「報告書」です。この辺の作りは毎年度変わっていません。この令和3年度実績からは、第6次行動計画に基づいていますので、その辺は第5次から第6次のほうに内容を改めているところがあります。

このローマ数字のⅡのところ、この辺が調査票1というところですので、10ページからは、前回の審議会でお配りした調査票が入っています。同じく、50ページのところに調査票1の実施した内容の中にあつた別紙参照です。ここについています。あと、調査票の2が、ちょっと離れますが58ページ。というところで、前回お諮りした調査票が冊子になったというふうに思っていたけると良いかなと思いますし、プラスされているのは、56ページの行政委員会及び審議会等における女性の割合。これは別に調査をかけていますので、これも毎年度この冊子の中に組み入れています。

なので、統計数値を令和3年度実績のものに合わせたことと、第6次行動計画に合わせた内容になっていますが、ここまではほぼ前年度と変わりがないということで御理解ください。

続けてお話をしてしまいますと、実は大きく違っているところが、表紙を見てすぐ、あつと思った方がいらっしゃるかと思いますが、苦情・相談申出処理状況報告書というのが、この「兼」以降を令和3年度から追加しました。

男女共同参画室は苦情・相談窓口が設置されています。申出できる内容としては、市が実施する男女共同参画施策、もしくは、男女平等社会に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、そして、性別による差別的扱い、その他の男女平等社会の形成を阻害する人権についての相談、こちらについて市民の方から苦情・相談があつたときの申出窓口が男女共同参画室に設置されています。

その処理状況については、報告書を作成して公表することが定められていますが、この十数年、申出がない状況が続いていたこともあり、報告書をちょっと調べてみたんですが、作成された様子がありませんでした。ただ、令和2年度と3年度については苦情・相談申

出がありまして、令和3年度に処理が終了したものがございまして、報告書を作成して、作っていかねばならないということがありました。

事務局でどうやって作っていくかということを検討したところ、申出があったか無かったかに関わらず、無ければいけないということで、報告書は作っていく必要があるということ。もう一つは、苦情・相談申出処理も男女共同参画施策に含まれることから、進捗状況調査報告書と合わせて1冊で作ってはどうかということで、こういう形にさせていただきました。

60ページを御覧いただければと思います。60ページ以降が状況報告書に当たる部分ですけれども、1番として苦情・相談申出の処理状況についてということで、男女共同参画室には苦情・相談申出の窓口が設けられていて、その処理状況について報告することが義務づけられていることを書いています。その下に、苦情・相談申出の処理状況ということで、令和2年度に1件、令和3年度に2件申出を受けていますが、令和3年度に処理が終了したものがあつたことを記載しています。

その事案の概要なんですけれども、ここの書き方も苦慮したところがありまして、審議会の方にも報告させていただいた事案もありますが、人権侵害等の部分がありますので、あまり詳しい報告はさせていただかなかつた部分もありますが、ただ件数だけの報告というのなんですので、ある程度のところまでは載せて報告をさせていただいたという内容になります。ですので、もし申出が無い年があれば、今年はゼロ件でした、という報告書になるかと思つたいます。内容については、お読みいただければと思います。

説明は以上です。

**【倉持会長】** 御報告いただきましたが、例年と大きく異なる点が、今お話ししてくださいましたように、苦情処理のところ加わつて、併せて1冊という形で名称も長くなりましたということなんです、併せて何か御質問、御意見などありましたらお願いいたします。お願いいたします。

**【降旗委員】** 降旗です。この後半のほうの報告書ですよね。これはそもそも、どこに対して報告することを求められたものなのかというのがまず1点。そして、前半のほうの調査報告書というのは、同じように、誰に対して報告するという位置づけのものなのかということをお聞きしたいと思つたいます。多分、その辺を整理されて合体できるんだということになったとは思つたいますけれども、ちょっと確認のため教えていただけますか。

**【事務局（菊池）】** 事務局です。公表しなければいけないというところからしますと、やはり市民の方に向けた報告書です。

**【降旗委員】** 両方とも？

【事務局（菊池）】 両方ともです。他市でもそんなに年に何件もあるという、大きな自治体ではあるかもしれませんが、ホームページで報告書を掲載しているところもありますし、報告書の作成の仕方は各自治体まちまちのようです。

苦情・相談の内容が市の施策についてというところがありますと、市民の方から市の施策についての苦情があったということについて、市がこう対処したということを市民の方に公表するということが必要なのだと思います。

【降旗委員】 そうだとすると、ちょっと大げさな報告書になっているかなと。大げさな報告書というのは、一方で、苦情・相談申出処理状況報告書が、この第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書と同列の形での報告になっているように見えるんです。そこまでしなくてもいいんじゃないのかなというふうに、形上の話ですが、ちょっと思います。

じゃあどうしたらいいのという話になるんですけども、市民に向けての報告を何からの形でしていかなくてはいけなくて、その報告の内容が第6次男女共同参画行動計画の施策の内容の取組の中に含まれるのであれば、その中に包含した形で報告をするという方法もあるのかなというふうにちょっと思いましたという話です。同列に並べて、しかも、タイトルで並べて報告書という形で報告されるのは、それでいいと思うんですけども、ちょっと大げさかなという感じを受けましたということです。

以上です。

【石田委員】 私はこのR2の特定アニメに対する意見という苦情ですね。私、審議会の際に、こういうふうに苦情処理委員は処理しましたという報告は受けています。それで、こうやって本日になって目に見えると、もっときちんと受け止めてあげないと、苦情を提議した人は納得できなかったんじゃないかなという気がして。またこれを読んで改めて。

だから、一応、苦情処理としてこういうところに載ってくるということは、その提議をした人は、自分がしたことによって市が協議してくれたという結果を目の当たりすることになるから、それは満足するんじゃないかなと今思ったんです。ちょっと複雑な回答方法で。もうちょっと具体的に何かなかったかなというような気も。すいません。個人意見です。

【事務局（菊池）】 違っていたらごめんなさい。申出をされた人には、通知書というのをお送りしていますので、内容が細かい通知書。

【石田委員】 細かいものが行っているのですね。

【事務局（菊池）】 お送りしています。はい。



【石田委員】 それでさらに来ないということは、それで納得したということですね。

【事務局（菊池）】そこはちょっと分からないです。

【石田委員】 多分ね。そう解釈すればよいということですね。

【事務局（菊池）】あと、降旗委員のおっしゃられた報告書の作り方というのは、事務局としても非常に悩んでおりました、降旗委員の案のような感覚で作っていきたいというところもあって、この報告書の中の1つとして載せていきたいというところでもあったんですけども、規則だったか、条例だったかな、「報告書を作成する」というふうに定められているのだから「報告書」は作成したほうがいい。一緒にするかどうかは別として。

進捗状況調査報告書「等」にすることなど、いろいろ考えたんですけども、報告書を作成しているのかと問われた場合に「これが報告書です」と言えるようなものを、申出件数があってもなくても作成していくべきだろうということになり、こういうふうな形にさせていただいた次第です。

【川原委員】 私は、今までは、こういった苦情・相談申出という報告書があるという存在もあまり認識していませんでしたし、多分、市民の方も、こういう苦情・相談申出をするところがあるんだなという、今までかなり長きにわたって苦情の件数がなかったというお話も聞いたので、こういうふうに表に出すと、市民の方も、じゃあこういう苦情とか相談ができるんだなという、もう少し市民の意見を吸い上げられるところにつながるかなと思うので、逆に目立っていいのかな。

【石田委員】 私も目立っていいと思います。

【安藤委員】 私も目立っていいと思います。

【吉田委員】 ちょっといいですか。苦情処理委員という構成はどうなんですか。

【事務局（菊池）】 お二人です。

【吉田委員】 第三者的な。

【事務局（菊池）】 そうですね。はい。今、弁護士の方が1名と民生委員の方から1名委任して、受けていただいて。

【吉田委員】 お二人。

【事務局（菊池）】 男女1人ずつ。

【川原委員】 それがこの男女共同参画室以外とももちろん組んでやっているんですか。

【事務局（菊池）】 独立しています。

【川原委員】 男女平等の中で、この専門の2名が……。

【事務局（菊池）】 そうです。

【川原委員】 そうしたら、もう少し働いてもらったほうが…。

【安藤委員】 そんなに働いたら大変じゃないですか。

【事務局（菊池）】 申出がないと動きません。

【川原委員】 申出があったら、そこに依頼して稼働してもらおうという。

【事務局（菊池）】 そうです。調査する必要があると認めると、市が依頼する。

【倉持会長】 報告書というのは必ず作成しなくてはいけないので、この苦情・相談報告は必要なんです、それを男女共同参画の報告書と合わせた形で、こうした合冊といった形で出すのかどうかということで、降旗委員はちょっとレベルが違うんじゃないですかということをおっしゃられたんじゃないかと思います。

石田委員のほうからは、大切だけれども、十分自分たちがそれに対して審議したのかという、ちょっとどうなのかなというようなこともあり、こういう一緒にしてしまうと、これについてもすごく扱ってきたというような、そういうような印象も与えかねない。もちろん報告書は作成するんですけども、こういった形で一緒にしていいのかどうかということの御質問だったと思うんですけども、それについてはいかがですか。

【安藤委員】 ある意味、特化した、なかなか市民の周知が少ないんだけど、1つの大切な業務というか内容、参画室が持っている業務内容というふうにはなっているので、その中で特化した形にはなるけれども、やっぱり事業をした報告であることには変わらないので、ちょっと目立つとかあれなんです、私としては、こういう時代背景の中では、なかなか男女平等の推進が遅々として進まないというところで、苦情や相談があればこのように対応していますという、ある程度専門家の見解も入っているということが一緒につくことに逆に意味があるのかなと。そうすると、多分、そんなに件数は少ないとは思いますが、結構市民の中でこの件に関しては、議会にもものっているいろいろな騒然とした時期が半年ほどあったと思うので。

私は、ちゃんとやっているよと、こういうことがあるんだよと、やはり考えましょうねという意味合いも含めて、業務内容に関わることなので、報告書として一緒に出していただいたほうがいいのかなというふうには思います。

【石田委員】 私は目立ってはいいいと思うんですけども、調査報告書とこれと一緒にじゃなくて、報告書は報告書で独立して、苦情・相談申出報告書とそれぞれ独立させたほうがいいような気がするんです。これにつけてしまうと、この6次の計画の中に飲み込まれてしまうので、やはり苦情と相談は、こういうことがありましたということを目立ってと独立させたらどうかと私は思います。

【井口委員】 至って体裁的な話なんですけれども、今後、また別案件で〇〇報告書みたいに載せなきゃいけないとすると、さらに兼××報告書みたいにタイトルが伸びていく

ので、体裁としてどうなのかというところで同じ意見です。ただ、製本するのに1枚では成り立たないというところもあると思います。今後はデジタル媒体に移行して、2枚ぐらいの報告書でも問題ないのであれば、今度は全部独立させたほうがいい。

【川原委員】 この資料に関して、今おっしゃったみたいに、デジタル化とかで市のホームページのところからリンクして読んだり是可以するんですか。

【事務局（菊池）】 できます。一緒にするにしても別々にするにしても、どちらにしてもホームページから読めるようにします。

【川原委員】 この報告書を追加することで、別な冊子を作ってそこに費用がかかるとかそういうことであれば、もう「兼」でいいのかな。

【事務局（菊池）】 事務的な作業だけで言うと、今回は申出がありましたが、0件が続いていくと報告書を作成すること自体を忘れてしまうんじゃないかというところが、そういうのもあって「兼」と。

【川原委員】 なるほど。あるよと。

【事務局（菊池）】 ただ、今日ご意見をいただいて、井口委員がおっしゃっていたみたいに、また次の報告書が出たときに、また「兼」そうするのかということもありますので、事務局としては、今回、「兼」で案を出しましたけれども、別々でもいいのかなと考えています。

【降旗委員】 先ほどの発言のとおり趣旨なんですね。だから、皆さんの意見を聞いて、分けたほうがほうがいいんじゃないかなというふうに私自身は思います。さっきお尋ねしたときに、こっちの苦情処理のほうのところについては、この規則のところでは報告する必要があるんですよというお答えをいただいたじゃないですか。一方、こっちの前段のほうについては、これほどここで公表しなければいけないみたいな、同じ規則で定められているんですか。その辺の根拠がわからなくて、根拠のレベル感というか、位置づけが違うのであれば、余計分けて出したほうがいいのかなというふうに思いました。

【事務局（菊池）】 さっきの前半の部分の報告書の公表の根拠は、案の6ページの6ページの上の目的というところに載せています。

【降旗委員】 条例の本体の11条のほうで報告をするというふうに求めている、そうすると、苦情処理のほうは施行規則のほうで求めているということですよ。

【事務局（菊池）】 そうですね。はい。

【降旗委員】 ちょっとレベル感が違うので、分けてもいいのかなと思います。

【安藤委員】 条例の苦情処理などの第4章に書いてある。行動計画の115ページに。男女平等基本条例の苦情の処理などというこっちの本体。

【降旗委員】 24条。

【安藤委員】 24条ですね。苦情窓口の設置で、報告義務が……男女平等推進審議会に報告するものとするを書いてあります。

【事務局（菊池）】 これは審議会に報告するというので、報告書を作るかどうかというのは施行規則になります。

【安藤委員】 施行規則なんですね。私たちは報告を受けたわけですね。

【事務局（菊池）】 施行規則のほうに年次報告というのがあって、毎年度1回、申出の処理状況について、個人情報に配慮しつつ報告書を作成し公表するものとする。なので、降旗委員がおっしゃるように、条例に書いてあるものとちょっと温度差はあります。

皆さんの御意見を聞くと、報告書を作ることは決まっているので、それはそうですけれども、いろいろな意見、今後のことも考えて、別のほうがいいんじゃないかという御意見や、もともとの進捗状況調査報告書とレベル感が違うので、別にしたほうが良いのではないかとということでしょうか。

【倉持会長】 こちらの行動計画進捗状況の調査報告書の中に、付録的な形でこの報告書に書いておいて、別に報告書というのを作ってもいいのかなというふうに思います。報告書としては出さなくてはいけないけれども、こうした苦情処理があったということも、この進捗状況調査報告書のほうにも記載してもいいのかなと。付録という。ただ、報告書を別に作っておけば、その後、必ず毎年出すことに繋がっていくと思うので。

【事務局（菊池）】 この110項目の中に苦情処理の項目があるんですが…何番でしたっけ？

【安藤委員】 ここですね、案の12ページの男女平等に関する苦情窓口相談の受付。男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情・相談に応じますというものですよね。ここに相談件数1件とか2件とかと書いて、別途報告書に載るみたいなもので、これにこうやって一緒にしないで、そういうふうにしてやれば……。

【事務局（菊池）】 今、安藤委員からお話があった施策事業の11番のところ、12ページのところに、この苦情申出のことが書いてあり、ここに件数を書いて別途報告書を参照みたいな感じで。

【安藤委員】 そうそう。もったいないけれども、この裏表にしないで、別々に59ページから。これを59、60とやってしまったから問題であって、ここに付けておけば全然。

【事務局（菊池）】 この案の中に入れるということ？

【安藤委員】 ここじゃなくて、それはそれでホチキス留めは別にしておいて、一緒に関連の資料というか、報告書は別途作成みたいな形になっていけば、報告書と一緒に見られるという形で。

【事務局（菊池）】 毎年度同じで。

【安藤委員】 そうです。そういうことです。今回は件数が無しだったら無しで。

【事務局（菊池）】 ちょっと事務局のほうから整理させていただくと、一緒に冊子にはせずに、苦情のほうの報告書はちょっとレベル感も違うこともありますし、今後のこともあるので、別の冊子にしておいて、進捗状況の年次報告書の中で件数等を書いて、別途苦情の報告書があることが分かるような記載に直すということによろしいでしょうか。

【安藤委員】 はい、結構です。

【倉持会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。御質問いただいたところ、回答も書かれていますけれども、大丈夫ですか。

私のほうから質問なんですけれども、御質問いただいた方の中で、生涯学習課の施策事業23番の報告に、男女共同参画から推進が中心的なテーマとした企画などを生涯学習課から提案できないかという御質問に対して、PTAが企画内容を決めておりますという回答なんですけれども、これは生涯学習課から提案はできないという理解でよろしいですか。

【事務局（菊池）】 そうですね。そういう回答です。

【倉持会長】 その下の家庭教育学級の質問に対して、家庭が教育学級の学校現場での位置づけや教員との連携については把握をしておりますというのは、今後も把握する努力はしないという……。

【事務局（菊池）】 御意見を受けて検討しますというお答えではありませんでした。

【倉持会長】 23番の施策は、これは男女共同参画に関してどんな取組があったかという評価をしているということですよ。今私が質問したところです。施策の23番。よく分からないのは、ここは生涯を通じた男女平等教育の推進のところの事業として23が挙げているということで、それに対してもう少し何かあるかなと思うんですが。

もう一つは、このページの①から⑥に○が付いているのですが、この⑥というのは何？この上段のところに、①、②、③、⑤とあって、④と⑥が無い。

【事務局（菊池）】 すいません。消えているところがあります。

【倉持会長】 これは別にページによって変えているわけではなくて……。

【事務局（菊池）】 違います。単にこれは印刷ミスです。16、17ページのところの「効果があったと思われる男女共同参画の視点」というところで、①から⑥まであるん

ですけれども、④⑥が消えています。切れていますので直します。

【倉持会長】 推進しているという。連携というなら、把握するのも必要なんじゃないかなとちょっと思ったので、この回答で大丈夫なのかなと。

あともう一つが、事業ナンバー98のところ、ここは地域安全課です。ここで女性の比率があまりできていないというところがあって。ページで言うと46ページです。ここで質問された方は、女性比率があまり向上しないということを書かれていて、今後の取組として、女性比率の向上を図るとしているんですけれども、選出方法の観点から飛躍的な向上が難しいというふうになっているんですが、そこをじゃあどうするか。難しくて駄目なんですかという。もう少しそこをどうにか改善していくような工夫をしていく。すぐに今回回答できるということじゃないと思うんですけれども、ちょっと気になったので。いかがでしょうか。

進捗状況の報告を踏まえて、提言をまとめていくということなんですけれども、今日はこの提言のところを中心にやっていくということですね。

【事務局（菊池）】 そうですね。今、会長からお話があったところは、23番と98番のところですね。担当課のほうに確認をさせていただいて、もし回答があれば、またメールでご報告させていただきたいと思います。

【倉持会長】 はい。

【川原委員】 先ほどの生涯学習課の質問で、私まさに昨日、家庭教育学級の学校での開催を終えたばかりですが、多分、この家庭教育学級って、事業ナンバー23の別紙にあるように、基本的には、名のとおり家庭の教育をするみたいな昔の発想からちょっと変わってきていて、家庭教育学級というのは割と予算が多いので、結構、子どもたちも体験できるようなこととか、どちらかという、子どもたちが楽しめるような内容が中心になっていて、もう一つ思春期講座というのがあって、そちらのほうがかちょっと予算が低くて、割と、性教育の講師を呼んで2時間の講座を行ってもらおうとかそういうふうになっている学校が多くて、一応、生涯学習課が。公民館の中でも男女平等参画枠というのがあるんですけれども、その企画がなかなかなかったり、その企画が集客がなかったりとかいう歴史も多分あって、今はその枠とかもう一枠ぐらいが、市民がつくる自主講座になっているんですね。なので、そういう流れからも、家庭教育学習をすごく男女平等とかをやってくださいというのは、多分、生涯学習課も言いにくいところもあったり、各学校でPTAの人たちがちょっとそういう観点を持ってやるのであれば、家庭教育学級というよりは思春期講座のほうが、LGBTQとか性教育とかそういう講座を割と取り上げているところが多いです。私も何年もやっていて、性教育とかITの危険性のところとかを発信したりして

いるので。

家庭教育学級というのはもともと、子どもたちも含めて親子とかで楽しめることとか、そういうふうになっているのが現状なのかなというふうには感じています。また言い切ってしまうのがどうかという。生涯学習課もちよっと…。

【事務局（菊池）】 この、事業名がそもそも家庭教育学級というよりは、思春期講座を入れた方がということでしょうか。

【川原委員】 生涯学習課として、学校で行う講座全体のことを言っていくべきなのかなと思うんですけども。

【事務局（菊池）】 家庭教育学級という施策事業だけではちょっと難しいかもしれない…。

【倉持会長】 思春期講座のほうに…。

【川原委員】 家庭教育学級の中で、どういうものなのかな…。

【倉持会長】 家庭教育とか、多様性についてやっては…。

【川原委員】 そうですね。どちらかといえば思春期講座のほうなのかなという。

【安藤委員】 思春期講座というのは？

【川原委員】 生涯学習課から各学校のPTAに関して、毎年、家庭教育学級と思春期講座で2つ予算があって、2つ行われていて。

【安藤委員】 分かりました。

【倉持会長】 報告書の16ページにある事業として、家庭における教育学習の推進のところに挙げる事業の中で、思春期講座のほうを挙げたほうがもしかしたら…。

【川原委員】 より効果はあると思います。

【安藤委員】 分かりました。

【川原委員】 家庭教育学級で、でも、これはコロナ禍の実績なので、うちの学校も去年はやっていませんし。でも、東中は「中高生への性教育で気を付けるポイント」というものを、多分、これはオンラインとかで配信とかだと思うんですよね。だから、コロナ禍以前とかの、2、3年前の内容のほうがより参考になるデータはあるのかなと思いますけれども。

私、いろいろ市内のそういう家庭教育学級とかに参加をしているんですが、どちらかといえば、その家庭教育学級はこういう参加型で親子対象で。思春期講座は、どちらかという、平日で親を対象にしているような内容が多い気がします。

【石田委員】 第三小学校で多様性について小学校で話してくれているというのは、私はすごくうれしいです。全世帯対象なので、親だけかもしれませんが、オンライン

で希望者かもしれないけれども、学校でこういうことについて取り上げてくれているというのは、東中もあれですが、中学校はできることなら全部こういうことを取り上げてほしい。小学校で取り上げているのは、うれしい事です。

【川原委員】 家庭教育学級とか思春期講座で、初めて役員をやるような方は、その企画の担当の方々はどういう内容をやったらいいのか分からないとか、講師を探せないとかそういう意見も結構市内の中であって、そういうところに対して、例えば、この男女共同参画室からそういうのに特化した講師一覧があるとか、こういう小中学校でやっている講座の事例がありますよとか、そういった働きかけをするのは各PTAの役員さんも助かることなのかなと思います。

【石田委員】 三小って意外と、学校の職員以外の方が……。

【川原委員】 おやじの会がすごく頑張っています。

【石田委員】 いろいろ、おやじの会もそうですし。

【川原委員】 人数も三小はすごく多いので。

【石田委員】 入っているんですね。だからできるのかなと思っているんです。

【川原委員】 予算が多いんですよ。学校の規模が大きいと、PTAの会費の予算がすごく多くて、それでいろいろなことができたりするんです。逆に、うちは南小学校なんですけれども、規模がすごく小さいので、PTAの会費も少なくて予算も少ないんですよ。今、全体でPTAの予算を減らしていこうとうちの学校はしているので、多分、流れ的に、今、PTAにほとんど入らないという学校も増えているので、その会費を頼らずに運営していく学校というのがこういうふうを考えているので、そういった男女平等とか多様性に関して、この講師は安くできますよとか、都とか国とかで無料でやってくれるような講師がいますよとか、そういう情報を学校側に提示してあげるといったのもいいかなと。

【石田委員】 生涯学習課にお願いして。生涯学習課が無理ならば、男女共同参画室が講師を依頼して。言うのは簡単なんです。とてもいい傾向だなと思っています。

【事務局（菊池）】 ありがとうございます。いただいた御意見、担当課のほうに伝えさせていただきますと思います。

【倉持会長】 提言書の構成も含めて、今日話さなくてはいけないのは提言書の構成、目次ですかね、参考資料1のこれでいいのかということも含めて、委員から御意見があればいただきたいのと、今日ちょっと時間がないので、見ていただいて、また送っていただきたいのと。あと、中身のほうも見ていただいて、こういった提言の内容でいいのか、もっと分厚くしたほうがいいのかということも御意見いただきたいんですが。

【事務局（菊池）】 確認ですが、この報告書の冊子のほうは、そういう扱いで分けて



作っていくということで、次回のときには完成版をお配りさせていただきたいと思いますので、もしお気づき、ここはちょっと字が違うとか、ここはちょっと足りていないとかというところがありましたら、すいません、事務局までお送りいただければと思います。苦情処理のところはそのように別に対応させていただきますということで、御了承いただきたいと思います。

提言のほうもお話していいですか。

【倉持会長】 そうですね。お願いします。

【事務局（菊池）】 参考資料1としてお配りさせていただきましたものを御覧ください。併せて、参考資料2は昨年度のものなので、比較と見ていただければと思います。

市長は毎年、男女平等推進審議会に市の委託に関して、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を聞き、その概要を公表することが基本条例で定められていることから、審議会が毎年提言書の形で頂いて、市長に提出するというところです。提言書はホームページで公表させていただいております。

今日お配りした参考資料1なんですけれども、提言書ということなので、本来ですと、この場で一からお作りいただくのがよろしいのですが、時間的な都合もありますので、事務局のほうで今年度の提言書のたたき台となるものを、会長にも御相談させていただいて作成したものが参考資料1になります。そういう意味ですので、資料ではなく参考資料という形で今回は御説明させていただいております。

事前にお読みいただいていると思いますので、全文は読み上げずにポイントを絞ってお話しさせていただきます。

まず、提言書の件名です。「小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について（提言）」というふうになっています。昨年度のものを見ていただくと、もうちょっと長いタイトルになっています。後半に、今後の事業評価と進捗状況管理について、が付いていて、ここを除かせていただいて、シンプルな形にさせていただいたということが1つあります。

理由としては、件名が長くよく分からないというところが1つあったのと、特に、事業評価という言葉をつける必要がないのかなと思ひまして。昨年度の提言書の中を見ますと、「事業評価についての基本的な考え方」と見出しには付いているんですけども、本文中に「事業評価」という言葉が出てこないということとか、事業評価が、進捗状況調査のことなのか、審議会の調査のことなのかちょっと分かりづらいという面もあったので、今日お示しした参考資料1の件名でも十分意味が通じるのかなというところで、そうさせていただいた次第です。

その下の、「記」の下のところに、「はじめに」から1、2、3、4、5と並んでいます。2のところ、先ほどの報告書に対する評価・意見についてということで、(1)で総評、(2)で評価できる事業——施策事業110項目の中で評価できる事業、そして(3)で検討や改善を望む事業という淳で挙げています。そして、3として、(仮称)男女平等推進センター、4として性の多様性への理解促進に向けた取組、5が「終わりに」という、こういう構成になっています。3、4については、110項目の施策事業についての評価とは別に、特出しで2つ挙げて、入れました。それがセンターと性の多様性です。

この1から5の構成は毎年度微妙に変わってしまっていて、これという形はないんですけども、1つだけ、去年の提言を見ていただきますと、「審議の経過」というのが2番に入っています。過去の提言書を見ても、審議の経過は毎年入っているんですけども、事務局でこれは要るのかなと思って、今回は入れませんでした。この審議の経過は、何回開催をしてどのような議論をしたかというところが書かれているんですけども、そこは市のほうで事務報告書を出していて、この年は何回開催してこういう議題をやったという報告書も出していますので、ここはあえて入れなくてもいいかなと思ったところです。

おめくりいただいて、2ページを御覧ください。1の「はじめに」は後で見ていただければというところではありますが、2の第6次の行動計画進捗状況調査報告書に対する総評が書いてあります。①、②、③と3つありますけれども、①は、調査票の記述が詳しくなっていて内容が把握しやすくなりましたということ、②は、コロナの影響はまだあるものの、再開した事業が見られたことと、あと不測の事態になった場合でも、事業継続ができる対策を持つておくべきだよということ、③は②と似ていますけれども、新しい生活様式に適合した取組を期待しますという内容で書いています。

(2)は評価できる事業ということで、①、②と書いてあります。家族介護者への支援の充実が①、それから、②が働きやすい職場環境の整備についてというふうに書いてあります。

(3)の検討・改善を望む事業については、同じように①、②で2つ述べていて、外国人相談についてということと、審議会委員等への女性の登用の促進についてということが言っております。

ここの2の部分は、皆様の今までの調査票に対する意見ですとか審議会での質疑によって、事務局のほうで挙げさせていただいたものがあります。各担当課の自己評価も見て載せたところもあるんですけども、改善を望む事業のところには各担当課CやD評価のものを挙げようとしたんですが、そこはコロナのための事業中止とか縮小とかというものが多かったんで、そこはあまり見ていなくて、皆様の御意見からのものがあります。

そして、次、4ページ目も見ていただくと、先ほどお話ししたように、3として「(仮称)男女平等推進センターについて」を載せています。ここも質問が多かったことがあります。センターについては、令和2年度、今日はお持ちしていないんですけども、過去の提言で、センターの機能についてということで提言をいただいています。

そして、4番としては「性の多様性への理解促進に向けた取組」を取り上げました。東京都が11月からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始したことと、小金井市も連携協定を締結することがありますので、それを書かせていただいた。

最後の5番の「終わりに」は、日本のジェンダーギャップ指数が低いことを述べて、今後も男女共同参画の推進に小金井市としても務めてほしいということで締めています。

例年、大体5ページ、多いときで7ページ程度のページ数で提言いただいています。最初に御説明したように、今日お出しした参考資料1は、会長には御相談させていただきましたけれども、あくまでも事務局で作成したもので、もっと内容はこうしたほうがいいとか、これは駄目だとか、固まっていることは何一つないので、やっぱり審議の経過を入れて欲しい等、そこは全然大丈夫なのでご意見をいただきたいのですが、この後の審議会とかの予定もあるので。今日も、もうお時間がないところで。

【安藤委員】 あと5分。

【事務局(菊池)】 今日は、この1から5の構成でいいですかとか、3と4に載せるものは、センターと性の多様性でいいですかとか、そこまで審議が進めば事務局としてはよかったんですけども、会長、どんな感じでしょうか……。

【倉持会長】 今日はちょっとそこまでは……。なので、今ざっと読んだところで何か御意見があったら言っていただきたいのですが。その後は、ちょっと御意見いただきながら、メールでも何でも。あと3回? あと2回あるんですか。

【事務局(菊池)】 審議会はあと2回です。

【倉持会長】 あと2回で、2回目で完成版。なので、次回は提言内容について審議していくという。

【事務局(菊池)】 本当は、今日御意見いただいて、次回出せたらなと考えていました。

【川原委員】 私、いつもこれ市長に出すときに、これがどれほど反映されているんだろうというところも感じるんですけども。ナンバー1事業とかというより、例えば、これがどこの部署がやったことがいい評価になっているのかとか、これが市役所の中でも各課に配られるとお聞きしたんですけども、何番事業とか言ってその部署の人がどこまで追ってくれるのかというのもあるので、例えば、評価できる事業のところ、これは何課

が行ったことなのかとかそういう明示の仕方のほうが、その部署の人が、自分たちがやったことがいふうに評価されているんだとか思ってより頑張ってくれるとか、そういうふうにつながっていくのかなとも思うので、これを新しい市長の人が読んだときに。どこまでそれを読んでくれるかというのもあると思うんですけども、このナンバー幾つ事業と言うよりは、これを細かく比較しながら読んでくれる時間もあるかどうか分からないので、この事業をやった部署とかを分かりやすく明示できるところはしたほうが、この部署でこんなことを頑張ってくれているんだなというほかの部署の意識上げとかにもなるかなと感じました。審議会なんかは多分、全体に関わってきたり、どの審議会が少ないとかというところも追えないので、この辺は全体とかでもいいのかなと思います。

【倉持会長】 ありがとうございます。お願いします。

【降旗委員】 手短に3点。まず、2番の審議の経過。昨年度まであった項目を今回省略しましたと御説明があったんですけども、むしろ入れたほうがいいんじゃないのかなというのが意見です。なぜならば、審議会として市長に提言なりしていくに当たって、我々審議会としてはきちんと審議した結果のものなんですよという前提を入れる意味で、ちょっと形式的ではあるけれども、残しておいてもいいのかなというふうに思いました。

2点目です。項番2番の(1)の①、総評の中の①で、事業評価のことについて、定量・定性評価の視点で分かりやすい作りとなっていますという、自らそういう評価をしているわけですけども、私はこの報告書の中身のところを見たときに、自己評価と効果というところの記載の仕方が、所管課の担当者の認識によって何かばらばらだなという気がしました。

よくここで書かれているように、定量評価ではできないところについて、定性評価のほうで行うという視点でカバーしているような形でこの部分を書いていらっしゃる課の方もいらっしゃるれば、理解されていなくて中途半端な感じで書いていらっしゃるような課の方もあるので、この①で書かれているようなことがきちっと行われていない部分もあるので、これを書くにしても、もう少し表現ぶりを変えたほうがいいかなというふうに思いました。

3点目ですけども、3ページに出てくるところの(3)①外国人相談について、ナンバー16事業について触れられているんです。この改善を望む事業というところで。外国人相談って様々な相談要素があるじゃないですか。最終的にこの基本計画の中で目指しているのは、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現を目指すという視点の中で、1つの活動としては確かに、外国人相談に対するところの視点も当然あるんでしょうけれども、でも、最終的に男女参画の実現に向けてというところが何だかんだ言ってメインになってくる中で、外国人相談のところをあえて出していく必要がある

のかないのかという視点で項目を検討してもらえればいいかなというふうに思います。私はこれを外せと言っているわけじゃないんですけれども、そういう位置づけで入れているんだという趣旨であれば、これはこれでいいのかなと思いました。

以上です。

【倉持会長】 貴重な意見をいただきました。ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

【吉田委員】 あと2回って12月と来年の2月だと思うんですが。委員会ですね。審議会が。これは今度、また新しい市長が生まれますよね。そうすると、前市長とのコミュニケーションですよ。今までの方は、前市長はそれなりに把握されていると信じているんですが、新市長がどのような形で取り組むかというのはすごく期待できると思うんです。ですから、事務局として、今までのいきさつだとか新提案だとかというものを、積極的にコミュニケーションを取って進めてほしいというのが要望です。

かねてから、この3の男女平等推進センター、これは20年から間が経過しているわけなんですけれども、新庁舎もなかなかですね、果たして、これが僕はポイントになると思うんですが、市としてどう考えているかというのを新市長に、あるいは、議会でもそうなんだろうけれども、そういった点で新しい体制に期待するところ大でございますので、よろしく申し上げます。

【倉持会長】 御意見ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので……。

【石田委員】 すいません。これをじっくり読んで、まだ私は考えがまとまってないんですが、もし返信するとしたらいつ頃までですか。

【安藤委員】 スケジュールですね。

【事務局（菊池）】 この提言ですが、流れとしてなんですけれども、ちょっと今日はお時間が少なかったので、事務局の提案なんですけど、この後、もう一度じっくりお読みいただいて、男女共同参画室にご意見をいただいて、作り直します。正副会長にご確認いただきその後、皆さんのほうにメールでご連絡させていただいて、次回にお示するという流れにさせていただくことを考えますと、11月14日をめどにいただければと思います。

【石田委員】 11月ですね。

【事務局（菊池）】 はい。細かいところは、今後詰めていく中で、先ほど言った件名みたいなところも今後詰めていけますけれども、大きなところは、なるべく早めに詰めていきたいところであります。

【安藤委員】 大枠ですね。

【事務局】 はい。

【倉持会長】 よろしく願いいたします。

では、次に議題（２）そのほかは何かありますでしょうか。事務局のほうから。

【事務局（菊池）】 ありません。

【倉持会長】 ３のその他もなしですか。

【事務局（菊池）】 あります。

【倉持会長】 お願いいたします。

【事務局（佐藤）】 事務局のほうから、今後の事業予定をお伝えさせていただきます。

今日資料としてお配りした中に、一番後ろに第３６回こがねいパレットのチラシを入れていただいているんですけども、こちらは市民実行委員と一緒に内容の企画立案・運営などを行っている事業になります。今年度につきましては、１１月２７日の日曜日、午後２時から４時の時間で、講演会という形で事業を開催させていただく予定になっています。

申込みは１１月１日から申込み開始ということで、昨年は抽選という形を取らせていただいたんですけども、今年については、この新型コロナウイルスの状況とかも鑑みて、昔と同じように先着順という形で考えております。ただ、定員は会場の関係で３０名ということで予定をしております。

また、資料はまだ作成ができていないんですけども、年明け１月２９日を今予定しているんですが、今年度の性の多様性への理解促進講座の実施を検討しております。講演内容、講師については、まだ内部で検討を行っているというところですので、また内容が固まって御報告できる際には、御連絡をさせていただければと思っています。

事業予定については以上です。

【事務局（菊池）】 もう一あります。次回の審議会の日程なんですけれども、当初の予定では１２月を考えていたんですけども、市長選挙が１１月２７日で、その直後に１２月の市議会が始まるということで、市議会の日程が大分不安定な形になっていて、今聞いているところによると、かなりずれ込む。当初は、１２月１日ぐらいから始まる。これがかなり、中旬ぐらいから始まることになりますので、１２月の審議会の開催は、できたとしても２７とか２８日とかになるので、ちょっと難しいかなというところがありますので、１月の初めの頃を予定していただければと思います。

また日程調整は改めてメールさせていただきます。よろしく願いします。

【倉持会長】 小金井市はちょっと大変な状況なので。よろしく願いいたします。

【事務局（菊池）】 事務局からは以上になります。

【倉持会長】 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

では、本日の議題は全て終了しましたので、これで閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —